

令和6年度第3回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和7年3月18日（火）

10:00～11:30

方法：Teams

1 開会

2 挨拶

議長（埼玉県福祉部こども政策局長）

3 議題等

(1) ワーキンググループの報告

- ① 待機児童対策協議会
- ② 子育て支援
- ③ 結婚新生活支援事業

(2) こどもの居場所づくりにおける令和7年度国庫補助事業の活用について

(3) 放課後児童対策等について

(4) 障害児保育事業について

(5) 子育てファミリー応援事業について

(6) 県の令和7年度新規・拡充事業の説明

- ① 保育士保育料特別貸付事業
- ② 保育士確保推進事業
- ③ 朝のこどもの居場所づくりモデル事業
- ④ 放課後児童クラブ民間事業者参入・職員確保支援事業

(7) その他

4 閉会

※ 議題（4）資料なし

待機児童対策協議会の活動報告について

令和7年3月
保育政策担当

◎待機児童対策協議会の開催状況

<開催日>

令和7年2月17日（月） オンライン開催

<内 容>

- ・ 令和7年度以降の埼玉県待機児童対策協議会における「保育の受け皿整備」に関するK P Iについて
- ・ 保育所等利用待機児童数調査について
- ・ 待機児童対策の取組事例紹介（さいたま市・八潮市）



◎埼玉県の保育所等待機児童数

保育所等待機児童数は241人で、前年の347人から**106人減少**した。

<直近3年の待機児童数>

	R6.4.1	R5.4.1	R4.4.1
待機児童数	241人	347人	296人
前年比	▲ 106	51	▲ 92

<R6.4.1待機児童数の年齢別内訳>

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
待機児童数	11人	152人	64人	13人	1人
前年比	7人	-118人	13人	-7人	-1人



子育て支援ワーキングについて

日時・実施方法

- ・ 令和6年11月25日(月)
13時30分～16時00分
- ・ オンライン開催

参加者

- ・ 17市町 27名

※「県の概要説明」参加 27市町 50名

テーマ

【「朝のこどもの居場所づくり」について】

小学校への登校時間が、保育所の預かり開始時間より遅いことによる、いわゆる「朝の小1の壁」の解消に向けて、小学校開始前の朝の時間のこどもの預かり事業を実施する自治体が増えてきている。

本県において「朝のこどもの居場所づくり」に対する保護者からのニーズはどのようにになっているのか、また実施する場合に、どのような課題が考えられるのかについて検討する。

(1) 県の概要説明

- 報道や県議会令和6年6月定例会一般質問にて、「朝の小1の壁」について取り上げられており、社会的な要請高まっている。
- 一方、令和6年6月に県が市町村向けに行った調査の結果
⇒ ほとんどの市町村では「朝の居場所」のニーズの把握や実施検討をしていない。
「予算措置をしてほしい」「他自治体の事例の情報提供をしてほしい」等の要望。
- 先行事例として、大阪府豊中市の「午前7時から小学校の校門開放」について、実施経緯や実施方法、実施状況を紹介（こども支援課担当者による視察や同市への聞き取りによる）。
- 県が小1・小4保護者向けに行った「放課後と夏休み等の過ごし方調査」の速報。

(2) グループワーク

参加者が3～5名ずつ5グループに分かれて、テーマについて意見交換

【主な意見等】

- ・ 市民からの問合せ等はほとんどなく、ニーズを把握していない。県「放課後と夏休み等の過ごし方調査」で潜在的なニーズがあることが分かり驚いた。正式な調査結果を元に検討したい。
- ・ （複数市町村）議会の一般質問があった。
- ・ 今後、実施する場合は、どの部署が担当となるかについて、教育委員会と福祉部局（又はこども部局等）とで調整が必要である。
- ・ また、実施場所は小学校の余裕教室や体育館等が想定されるため、小学校との調整も不可欠である。教員の負担にならない実施方法の検討が必要である。
- ・ 人材については、教員や放課後児童クラブ職員ではなく、ボランティアやシルバー人材など別途確保が必要と考える。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業等で代替が可能と考える。

結婚新生活支援事業ワーキンググループ 活動報告

1 日時

日時：令和6年10月22日（火）10：00～11：30 （Web開催）

第1部 令和7年度結婚新生活支援事業について

第2部 令和6年度都道府県主導型市町村連携コースについて

2 概要

- 第1部
- ・令和7年度概算要求（こども家庭庁）の説明
 - ・連携コースに参加するために必要な、県として実施予定の取組の説明
（連携コース参加市町村は、国からの補助率が1／2から2／3に向上）
 - ・質疑応答
- 第2部
- ・都道府県連携コース参加市町の現状報告、取組を発表
 - ・都道府県連携コース参加市町から課題の共有及び意見交換
 - ・質疑応答

3 国への申請

(1) 結婚新生活支援事業

- | | |
|--------------------------|------------|
| ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率2／3） | 11団体（11団体） |
| ・一般コース（補助率1／2） | 6団体（6団体） |

(2) 地域少子化対策重点推進事業

8団体（5団体）

※（）は令和6年度の申請団体数

結婚新生活支援事業ワーキンググループ 活動報告

(参考) 連携コースで活用予定のメニュー

①地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型支援

重点メニュー⑤(補助率3/4)

～地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実～

「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」(令和6年3月こども家庭庁)又は自治体独自の育成プログラムに沿った研修等により、結婚支援ボランティア等を計画的に育成する取組や、結婚を希望する者のニーズに応えるため、結婚支援ボランティア・事業者等による切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組

取組例① ボランティア等の計画的育成

○モデルプログラムに沿った研修を実施し、結婚支援ボランティア等を計画的に育成



取組例② 伴走型結婚支援の体制構築

○利用者が対面やオンラインで相談できる切れ目ない支援体制を構築



運営、フィードバック

【主な対象経費】 講師諸謝金、会場使用料、オンライン相談システム費、事業者への委託費 等

※こども家庭庁説明資料から抜粋

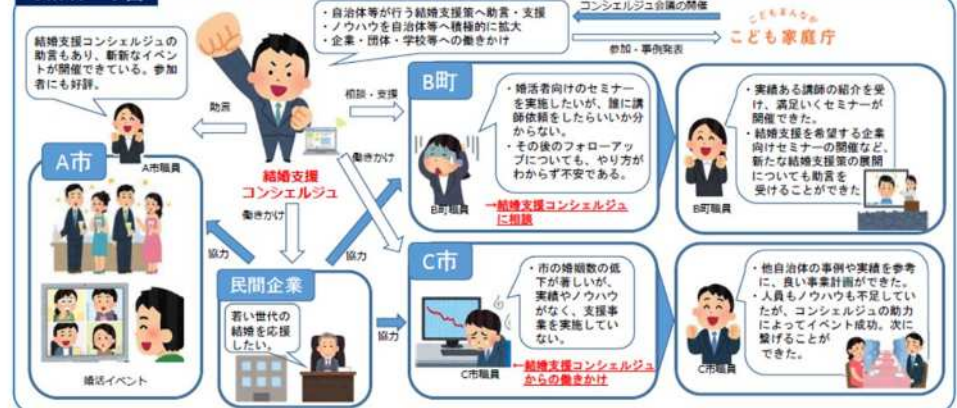
②結婚支援コンシェルジュ事業

～結婚支援コンシェルジュ事業～(補助率3/4)

事業概要

- ・経済的困窮に、結婚支援のため、国・自治体・地域の連携強化を図る職員(結婚支援コンシェルジュ)を配置することにより、各地域の取組について質の向上を目指す。
- ・結婚支援コンシェルジュは自身の経験やノウハウを管内自治体等に展開し、自治体等が実施する結婚支援事業の深化を図る。
- ・こども家庭庁において、コンシェルジュ会議を定期的に実施し、コンシェルジュの知見をアップデートする。

事業イメージ図



コンシェルジュの候補例

結婚支援の専門的な知見を持つ者(例: 結婚相談所、仲人、各種団体、結婚支援センター、結婚支援ボランティア等で経験豊富な者)

主な対象経費

会計年度任用職員の人件費、訪問・立会・コンシェルジュ会議の旅費、現状把握の調査費、助言の資料作成費、働きかけの説明会開催費、消耗品費 等

こどもの居場所づくりにおける 令和7年度国庫補助事業の活用について



こども支援課こどもの居場所担当
.....

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】1 都道府県あたり 7,206千円 1 指定都市あたり 5,622千円

1 特別区・中核市あたり 3,543千円 1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】1 都道府県あたり 4,552千円 1 指定都市あたり 4,134千円

1 特別区・中核市あたり 3,886千円 1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【補助率】国 10/10

【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】i) コーディネーター配置(1実施主体あたり)

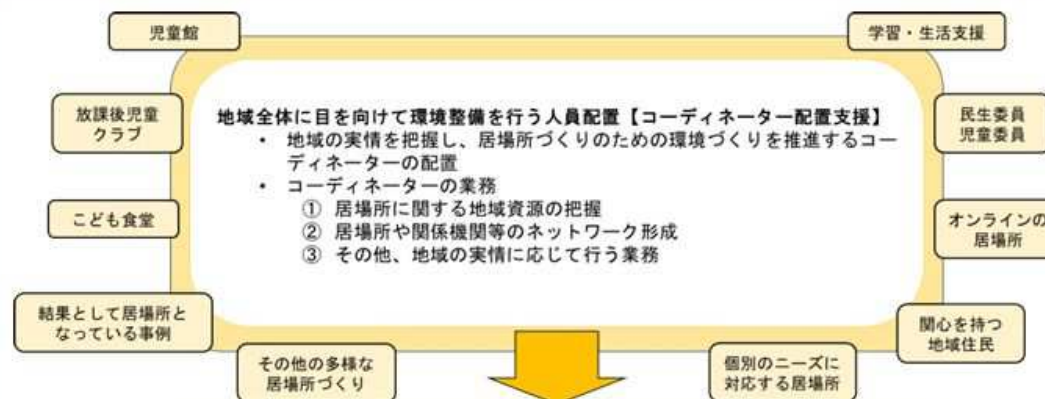
16,084千円(3名以上配置の場合)

10,848千円(2名配置の場合)

5,328千円(1名配置の場合)

ii) 居場所立ち上げ支援(1か所あたり)

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

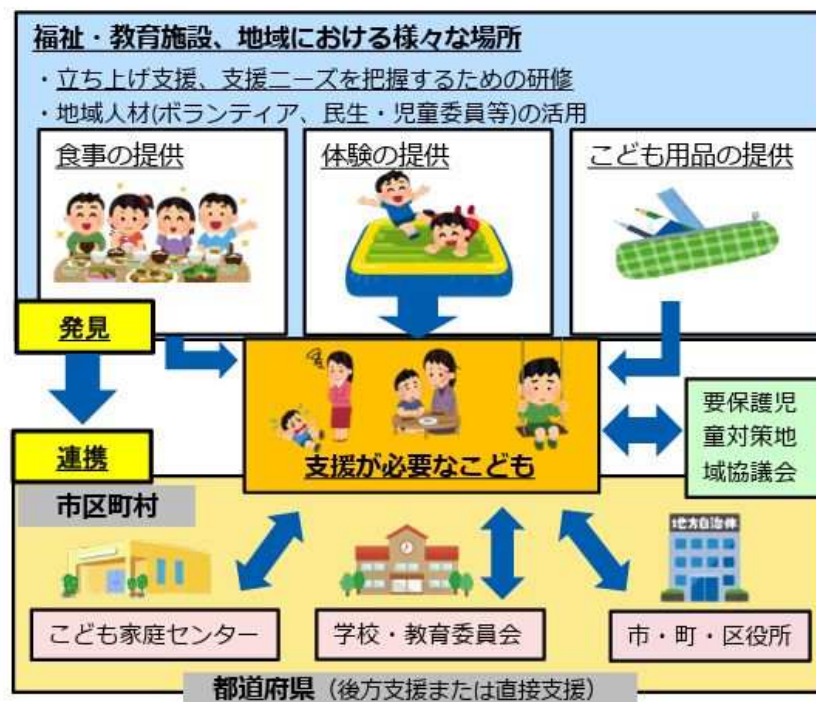
＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
- ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）
- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,912千円）
- エ その他上記に類する事業
- ※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 - 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

地域ネットワークとは？

こどもの居場所等団体がつながり、情報交換や物資の共有などを行う
プラットフォーム



地域ネットワークのメリット

こども支援の拡充

団体間の相談体制

団体間の相互扶助

大口寄附の受付

寄附を効率的に保管

周知・広報

運営体制強化

- 団体が連携することできめ細やかな支援が実現
- 団体間で課題等を情報共有、スキルアップ
- 課題解決に向けた助け合い
- 寄附品のシェア
- 共同倉庫や共同拠点による効率的な運営
- 情報集約がしやすく、対象者に届きやすい
- 信用度UP、窓口の1本化



放 課 後 児 童 ク ラ ブ の 充 実

【予算額】8,991,166千円

一部新規

担当 こども支援課 放課後児童クラブ担当
内線 3322

目 的

労働等により昼間保護者のいない家庭の小学生の健全な育成を図るため、授業の終了後に遊び及び生活の場を与える「放課後児童クラブ」の運営に必要な経費を補助するとともに、利用児童の増加等に対応するため放課後児童クラブの整備を促進する。

事業概要

1 放課後児童健全育成事業の推進による安心・安全な放課後児童クラブの運営支援 8,991,166千円

(1) 放課後児童クラブ職員の確保支援（新規） 10,000千円

放課後児童クラブの待機児童を解消する目的で、民間事業者の放課後児童クラブへの参入促進及び放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための事業を実施する。

新規・拡充内容

▶ 放課後児童クラブ民間事業者参入・職員確保支援事業【新規】

これまで放課後児童クラブを運営したことのないスポーツクラブや塾等の民間企業の参入を促す。合わせて、放課後児童クラブの運営に必要な職員を確保するため、放課後児童クラブの職場としての魅力を様々な媒体で発信する。

(2) 放課後児童クラブの運営費・整備費等の補助 8,952,210千円

放課後児童クラブの利用児童数及び開所日数等に応じた運営費の補助及び放課後児童クラブの新設整備や既存施設の改修などの整備費の補助等を行う。

それに加えて、放課後児童支援員による質の向上を図るため、人材確保及び定着支援対策に取り組む。

(3) 放課後児童クラブの待機児童解消への支援 4,310千円

放課後児童クラブの待機児童を解消するため、児童館等の既存施設を活用した受け皿や多様な居場所を確保する。

(4) 放課後児童クラブ等のICT化の推進 24,646千円

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、ICT化を行うための経費及び通訳サービスの使用に必要な経費を支援する。



こ支援第945号
令和7年2月27日

各市町村 子育てファミリー応援事業担当課長 様

埼玉県福祉部こども支援課長 (公印省略)

「子育てファミリー応援事業」の終了について (依頼)

少子化対策の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
本県で実施している「子育てファミリー応援事業」につきましては、令和7年3月31日までに出生した世帯までで配付を終了します。つきましては、令和7年4月1日以降に出生した世帯にはチラシ兼申請書の配付しないようお願いいたします。

また、令和6年度生まれ(令和6年4月1日～令和7年3月31日生まれ)の方の申請期限を下記のとおり変更いたします。つきましては、令和6年度の生まれで未申請世帯へのフォローアップの際は、申請期限の変更について、周知のご協力をお願いいたします。

記

申請期限の修正 (申請サイトでの申請期限)

令和6年4月2日生まれ～令和7年1月1日生まれ

変更なし (お子様の1歳の誕生日の前日まで)

令和7年1月2日生まれ～令和7年3月31日生まれ

旧：お子様の1歳の誕生日の前日まで → 新：令和7年12月31日まで

担 当：保育政策担当

電 話：048-830-3330

※修正部分

埼玉県
マスコット
「コバトン」

埼玉県とお住まいの市町村からの「はじめまして」です

コバトン ベビーギフト

埼玉県でお子さまが生まれたご家庭へ、「埼玉県に生まれてくれてありがとう」
の気持ちを込めたギフトをお贈りします。

応募の条件

埼玉県内に在住で、
お子さまがいるご家庭

※令和7年3月31日までに出生したご家庭が対象です

用意するもの

こども医療費受給資格者証※
又は申請される方と
お子さまが記載された
住民票の写真



※印字追加部分

<申請期限>

お子さまの1歳の誕生日の前日まで

※令和7年1月2日～令和7年3月31日生まれの方は令和7年12月31日まで



コバトンベビーギフトの申し込み

<https://www.kobatonbabygift.com>



申し込みの流れ

申し込み
無料

1

こども医療費受給資格者証※又は申請される方とお子さまのお名前、現住所、誕生日が記載された住民票(本籍及びマイナンバーの記載がないもの)の写真を用意します。

2

2次元コードからサイトへアクセスし、画面を入力して、申し込み！

3

あとはおうちで待つだけ！

【お届け予定】お申し込みから1ヶ月前後

※他制度(重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費など)の適用の場合には、当該資格を証明するもの



※修正部分



「お好きな商品セット」をプレゼント!



赤ちゃん用品セット

お子さまを初めて迎えるご家庭にオススメのセット



食品セット

手軽に使えて大満足の人気商品を詰め合わせ
生協だから安心の食品セット

セット
例

スキンケアセット

お子さまの肌にも優しい
ベビー用商品など
親子で使えるスキンケア商品セット



商品セットは
他にも色々



※プレゼント内容は変更する
場合がございます。



すべてのセットに「パルシステムおためし無料券」1枚プレゼント!

パルシステムオリジナルの人気商品を詰め合わせた2,000円相当の商品セットの中から、
1つをお試しいただける無料券をお付けします。



定番満足
おためしセット



yummy 離乳食
おためしセット



かんたん献立
おためしセット



魚を愉しむ
おためしセット

※セット内容は変更になる場合がございます。

または

パルシステム埼玉の組合員もしくはこれから加入される方は

パルシステムのカタログから、 “お好きな商品プレゼント”コースも選択できます!



※選択商品の上限額は、お住まいの自治体により異なります。※こちらのコースを希望される場合も、応募フォームでお申し込みください。
※ご加入時に1,000円の出資金をお預かりいたします。退会時に返金いたします。

お問い合わせ

生協パルシステム埼玉 受付センター

0120-860-678

【受付時間】月-金 9:00~20:00

2025年4月版

2024年4月版

※修正部分

埼玉県とお住まいの市町村からの「はじめまして」です

埼玉県
マスコット
「コバトン」

コバトン ベビーギフト

埼玉県でお子さまが生まれたご家庭へ、
「埼玉県に生まれてくれてありがとう」の気持ちを込めた
ギフトをお贈りします。

※令和7年3月31日までに出生したご家庭が対象です

対象
の方

埼玉県内に在住で、お子さまがいるご家庭

<申請期限>

お子さまの1歳の誕生日の前日まで

※印字追加部分

※令和7年1月2日～令和7年3月31日生まれの方は令和7年12月31日まで



コバトンベビーギフトの詳細はこちら

<https://www.kobatonbabygift.com>



※プレゼント内容は、変更する場合がございます。

※お住まいの自治体により、プレゼント内容が異なりますので、詳細はサイトをご覧ください。

彩の国



埼玉県

pal★system

パルシステム埼玉

(令和7年度子育てファミリー応援事業受託者)

7

※修正部分



「おすすめ商品」をプレゼント!



※プレゼント内容は変更する場合がございます。



すべてのセットに
「パルシステムおためし無料券」1枚プレゼント!

パルシステムオリジナルの人気商品を詰め合わせた2,000円相当の商品
セットの中から、1つをお試しいただける無料券をお付けします。



定番満足
おためしセット



yumyum離乳食
おためしセット



かんたん献立
おためしセット



魚を愉しむ
おためしセット

※セット内容は変更になる
場合がございます。

お問い合わせ

生協パルシステム埼玉 受付センター

0120-860-678

【受付時間】

月-金 9:00~20:00

子育てファミリー応援事業の見直しについて

事業開始の背景（R5）

・子育てファミリー応援事業の前身の多子世帯応援クーポン事業（第3子以降に補助）を見直し、全ての生まれてくるこども（第1子から）の支援を行い子育ての楽しさを感じられる社会の気運醸成を目指し「子育てファミリー応援事業」開始（令和5年度～）

- ① **県事業** 市町村が実施する第1子以降への子育て支援事業に県が上乗せして、ベビーギフトとして贈呈
- ② **市町村事業** 現金給付または現物給付

R6.6月県議会

・「子育てファミリー応援事業」と、国事業である「出産・子育て応援交付金事業」を活用して、県保健医療部の健康長寿課が所管している「埼玉県出産・子育て応援事業」と統合してはどうかという質問があった。

見直し案

・国事業である「出産・子育て応援交付金事業」は、子ども・子育て支援法の改正によって、法制化・恒久化された。重なる部分が多あることから、「子育てファミリー応援事業」は廃止(ただし令和7年3月31日までに生まれた子は対象)

・令和7年度に入ってから申請も可能なため、ギフト贈呈のための**令和7年度予算は確保する。**

子育てファミリー応援事業の見直しについて

県事業（子育てファミリー応援事業）の廃止について

①廃止時期について

令和7年度まで実施

※令和6年4月2日～令和7年3月31日までに出生した子がいる世帯へベビーギフトを配付する。

対象：令和6年4月～令和7年3月出生世帯

申請期限：令和7年12月末まで

発送期限：令和8年3月末まで

②市町村の方をお願いしたいこと

・チラシの配付について

令和7年4月1日以降生まれ世帯には配付しない

・広報について

配布しているポスターは、掲示を終了

ホームページや広報誌に、申請期限を載せている場合は、「お子様の1歳の誕生日の前日まで ※令和7年1月2日～令和7年3月31日生まれのお子様は令和7年12月31日まで」に統一をお願いしたい

・令和7年度から、フォローアップをされる際に、申請期限は令和7年12月末までであることを、お伝えいただきたい

保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進

【予算額】44,294,437千円

一部新規

担当 こども支援課 保育・人材確保担当
内線 3333

目 的

市町村と連携し、保育士の確保・定着を進めるとともに、保育の質の向上を推進する。

事業概要

1 保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進 44,294,437千円

(1) 保育士の復帰・復職のサポート (新規) 45,816千円

- ・未就学児を持つ保育士が育休等から復帰する又は新たに就職する場合に、当該保育士が支払う保育料の半額(上限27,000円)の貸付期間の拡大(1年間→保育料の無償化の対象となるまで)

(2) 保育士確保の推進 (拡充) 143,010千円

- ・「保育士・保育園支援センター」の運営、保育士向け就職フェアの開催
- ・新卒保育士及び潜在保育士への就職準備金の貸付

新規・拡充内容

➤ 新卒保育士への就職準備金【拡充】

- ・30万円貸付(3年で返還免除)の新たなメニューを創設
- ・県外からの転居を伴う就職者に対しては10万円を加算

(3) 保育士の奨学金返済支援 24,676千円

- ・県内保育所等で新たに勤務する保育士に対して、奨学金返済の支援を行う市町村への補助
〔支援額〕年額18万円(上限。県負担割合1/2) 〔支援期間〕最長5年間

(4) 保育士の宿舍借上費用への助成 133,321千円

- ・国の「保育士宿舍借り上げ支援事業」を実施する市町村と保育所等への上乗せ補助による住居費負担の軽減

(5) 保育士等への研修と保育補助者等の配置支援 1,105,616千円

- ・「保育士等キャリアアップ研修」や「子育て支援員研修」などの研修会の開催
- ・保育士の業務負担軽減のための保育補助者等の配置に係る経費の助成

(6) 保育所等の運営費の改善 (拡充) 42,841,998千円

- ・令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善(保育士等の人件費増額分+10.7%)を負担金に反映



「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」について

(埼玉県福祉部こども支援課)

「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」について

▶ 埼玉県では令和7年度当初予算で「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」を検討

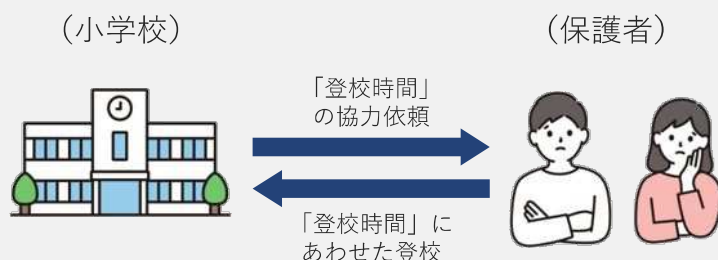
「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」(案)

【事業概要】

- ・ 「朝のこどもの居場所づくり」に取り組む市町村に対して補助を実施・検証
- ・ 実施場所は小学校敷地内を想定（実施場所から小学校への移動の安全が確保できれば小学校敷地外でも可）
- ・ 1か所あたり2,000千円を補助（県2/3）を想定
- ・ 2市町村（1市町村当たり1～2校）を想定
- ・ モデル事業の実施期間は2年間を想定
- ・ 2年間のモデル事業での効果やあり方を踏まえ、県内他市町村へ展開を検討

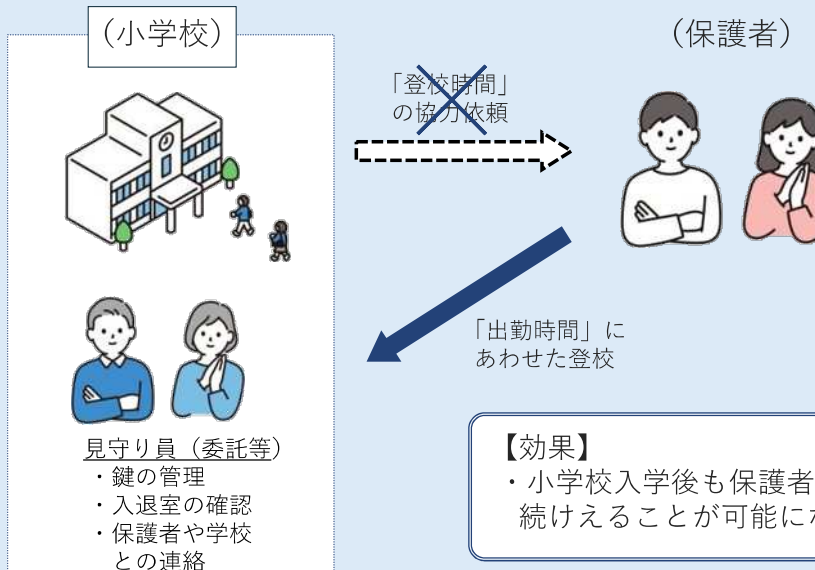
<事業イメージ>

【現状】



- ◆ 小学校
 - ・ 保護者へ「登校時間」の協力の依頼（教職員の働き方改革の観点）
- ◆ 保護者
 - ・ 登校時間に合わせた就労状況の変更

【導入後】



【効果】

- ・ 小学校入学後も保護者が仕事を続けえることが可能になる。

放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業

成育局 成育環境課

令和6年度補正予算 1億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

<具体的な取組例>

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和7年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10／10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

こ支援第990号
令和7年3月18日

各市町村長 様
(保育主管課扱い)

埼玉県福祉部長 (公印省略)

子どものための教育・保育給付費負担金における職員配置状況の
確認に係る注意喚起について (通知)

本県の児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

この度、県内複数の市町村において、社会福祉法人の保育所とその関連施設
で、同じ職員が複数施設の職員名簿に記載されている事案が発生しました。

市町村及び県で確認した結果、一部の市町村については、給付費が過大に保
育所に支払われていたことが判明しております。

市町村におかれましては、本通知に基づき、改めて、保育所等への職員配置
状況を適切に把握していただき、標記負担金の適切な支給をお願いします。

なお、給付費が過大に支払われていたことが確認できた場合、給付費の一部
返還が生じますので、十分御留意いただきますようお願いします。

記

1 当該事案の内容

- (1) ある職員が保育所名簿に記載されていながら、実際には同じ社会福祉法
人の子育て支援拠点や社会福祉施設、さらに当該法人の関連施設である学
校法人の幼稚園に勤務しており、保育所での勤務実態がなかったこと。
- (2) 保育所に併設されている子育て支援拠点等において、保育所との兼務職
員について、各施設の勤務状況を客観的に示す資料がなく、適切な運営が
確認できなかったこと。

2 留意事項

- (1) 市町村において、施設の職員配置状況の確認を適切に行うこと。特に、
他の施設と兼務している職員については、実際の勤務実績が記載された書
類を施設から提出させるなど、各施設での勤務時間が客観的に確認できる
ようにすること。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が各施設に対し、立入検査等を
通じて、提出された職員名簿と実際の配置状況が合っているか確認するこ
と。

担当：こども支援課 保育・人材確保担当
電話：048-830-3349